

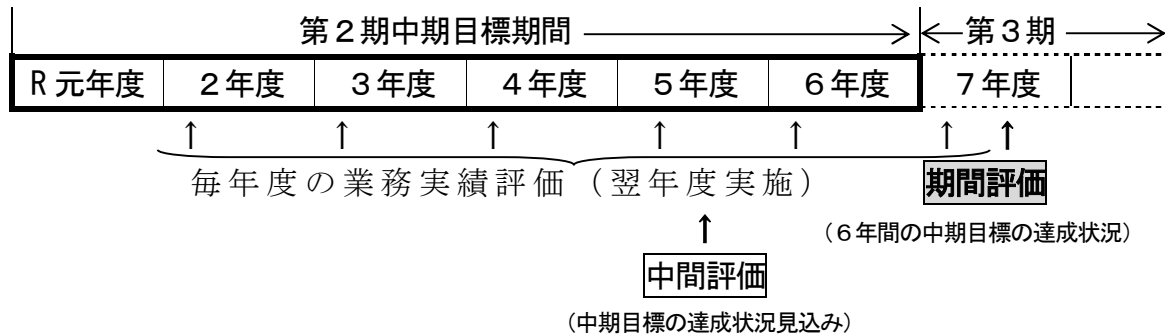
【参考2】

期間評価実施の流れ（看護大学部会）

地方独立行政法人法第78条の2第2項に基づき、以下のとおり、新潟県立看護大学の第2期中期目標期間の業務の実績に関する評価（以下「期間評価」という。）を行う。

1 期間評価対象期間

令和元（平成31）年度から令和6年度（6年間）



2 評価基準及び評価項目

5段階の評価基準を用いて、中期計画に掲げた22項目（中項目）の達成状況の評価の上、中期目標に掲げた7項目（大項目）の評価及び全体評価を実施する。

【評価基準】

S	中期目標（計画）の達成状況は優れている
A	中期目標（計画）の達成状況は良好である
B	中期目標（計画）の達成状況は概ね良好である
C	中期目標（計画）の達成状況はやや不十分である
D	中期目標（計画）の達成状況は不十分である

【評価項目】

大項目（中項目）	
全体評価	教育（学生の確保、教育の内容、教育の実施体制、学生への支援）
	研究（研究水準及び成果等、研究実施体制の整備等）
	地域貢献・国際交流（地域社会ニーズへの対応、地域社会との連携、国際交流）
	業務運営の改善及び効率化（運営体制の改善、人事の適正化、事務の効率化・合理化）
	財務内容の改善（自己収入の増加、経費節減、資産の運用管理の改善）
	自己点検・評価、情報公開（自己点検・評価の実施、情報公開の推進）
	その他業務運営（法令遵守の推進、施設の効率の整備、危機管理、人権の保護、情報セキュリティ対策）

3 期間評価の実施方法 期間評価実施要領（資料②）により、評価を実施

【主なポイント】

- ◆ 中期目標の達成状況を確認する観点から、総合的かつ効率的に行う
 - ・ 中期計画に掲げた事業ごと（中項目別）に評価の上、大項目別評価、全体評価を実施する。
 - ・ 実施要領で定める評価基準を基本に、取組状況等や目標の難易度、外的要因等を総合的に勘案して評価する。
 - ・ 大学による自己評価結果を踏まえた評価（＝効率的）

4 評価の流れ

第1回部会（業務実績及び認証評価の結果を説明） <7/7>

- (1) 大学から期間評価の自己評価に係る事前説明を実施。（資料⑤、⑥）
- (2) 事務局から、各委員に事前評価を依頼（資料③）

※各委員は、期間評価の事前評価シート（資料④）に、大学の自己評価を踏まえた評価結果（評価区分・意見・質問等）を記載し、7/18（金）までに事務局に提出。

（参考資料として第2期中期目標期間における各年度の評価結果：資料⑪～⑮）

第2回部会（中項目の審議→大項目の審議） <8/7>

- ・事務局は事前に各委員から提出された事前評価をとりまとめ、質問等を大学に確認。
 - ・大学は部会において、事前評価の質問への回答を中心に説明。（実績ヒアリング）
- 部会では審議資料により中項目、大項目の評価区分等を審議。

第3回部会（評価書（案）の審議、確定） <9/8>

- ・事務局は事前に、委員からの事前評価及び第2回部会での審議を踏まえた評価書原案を作成し、各委員に意見照会。
- 部会において評価書案の最終審議を行い、確定。